

報告第2号

専決処分(専決第7号 備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和3年2月24日提出

備前市長 田原隆雄

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和3年2月12日

備前市長 田原隆雄

専決第7号 備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和3年備前市条例第1号)

令和3年備前市条例第1号

備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例

備前市国民健康保険条例(平成17年備前市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。

報告第2号参考資料

備前市国民健康保険条例改正前後対照表

| | 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|-------|
| <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第8条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(令和2年1月1日から規則で定める日までの間に限る。))から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第8条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(令和2年1月1日から規則で定める日までの間に限る。))から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> | |